

第2回徳島県食の安全安心審議会会議録

日時：平成23年3月10日（木） 14：00～16：00

場所：徳島グランヴィリオホテル

出席者：加渡委員，山本委員，横関委員，阿部委員，勝本委員，谷田委員，鳴滝委員，藤木委員，斉藤委員，酒井委員，中野委員，喜多委員，犬伏委員，関澤委員，馬原委員，武市政策監，食の安全安心企画員，事務局

発言者	議事事項
事務局	現在、委員総数の過半数の出席により、条例施行規則第7条第2項の規定により、本審議会が成立していることを報告する。
政策監	「政策監挨拶」
会長	前回の審議会において、本日の議事2点については、部会で検討することとした。部会での検討状況について、部会長より報告をお願いします。
部会長	「安全性評価部会報告」 食の安全安心推進条例があるにもかかわらず、食をめぐる不祥事が頻発し県民の信頼が揺らいでいる。再発防止を消費者目線で検討するとともに、動物由来感染症に対する新たな対応などを7名の委員で計4回にわたり検討、本日の議事2点に集約し提出したのでご検討願いたい。 ・徳島県食の安全・安心基本指針の見直し検討により原案作成 ・徳島県食の安全安心推進条例の検証を重ね検討結果取りまとめ
会長	議事（1）の徳島県食の安全・安心基本指針の改定（案）について事務局より説明をお願いします。
事務局	「資料1～6説明」
会長	資料2の消費者意識調査について、ご質問があればお願いします。
委員	消費者が望んでいるのは、「信頼性」でないかと考える。 消費者は、生産、製造現場が見たい。リスクコミュニケーションを望んでいる。更には、事業者のモラル、適正表示の徹底を求めている。消費者の立場からの適正表示とは、「適正な表示内容、表現、量」である。消費者は、食の知を深めながら責任を持っていかないといけない。
委員	グラフのところに、説明があるほうが、見やすい。
委員	「食の安全安心に不安を感じている項目」に「不適正表示」が多いことから、消費者の信頼が揺らいでいると感じる。消費者にとって信頼できる表示のために、科学的検査手法の導入など中身の不安に踏み込んだ指針ができたことは良い。事業者にとっても、姿勢を正すことになる。

- 委員 「違反時の罰則を厳しくして欲しい」という回答があるが、ブランド食品については厳しくするべきでないかと思う。
- 部会長 消費者の目線では、監視を厳しくして欲しいが、一方、科学的根拠に基づくと必ずしもそうでない部分もある。十分な説明が必要。
- 委員 回答者の属性が高齢者が多い。年齢がかたよっているが、どのように調査したのか。
- 事務局 聞き取り調査をした調査員が比較的年齢が高かったため、活動時間帯などから、結果として、同年代の回答が多くなった。あるいは、聞き取り調査に協力をして頂いた方が高齢者が多かったと考えられる。
- 会長 基本指針の改定について、「不適正表示の対応」は、具体的にどのようにお考えか。
- 事務局 監視体制の強化、表示の複雑化に対する相談体制、事業者の支援、コンプライアンス意識の向上を図るための研修会、消費者を交えた不適正表示を許さない社会気運の醸成を図っていきたい。
- 会長 健康被害の未然防止対策はどうか。
- 事務局 乳製品へのメラミン混入事件などを受けて、平成21年度に条例改正した「食品関係法令のすき間事案への対応」という項目を追加した。又、最近、駆除を目的に捕獲した鹿などを食肉として加工するなどの動きがあることから、新たに「野生鳥獣の安全性確保対策」などを加えている。
- 委員 「米穀のトレーサビリティの推進」を加えた理由は何か。「牛のトレーサビリティ」は入れてないのに、米穀が入る理由は何か。
- 事務局 8つの柱は、県の施策を挙げており、牛トレーサビリティは国の事務であるので、入れていない。
- 会長 すき間事案の例は。
- 事務局 21年度に条例改定した部分であり、関係法令で対応できない規格基準のないような食品、例えば有害な化学物質が意図しないで混入されたような場合などが考えられる。
- 会長 具体的にイメージがわくような書き方にしてはどうか。
- 委員 表示について、故意に違反した業者と、表示のことを知らなかった業者とでは対応が違うのか。
- 事務局 知らなかったから違反していいというわけにはいかないが、違反の公表については、指針に基づいて行っている。
- 会長 表示のラベルなど、厳密に対応できない小さな業者もあるので、厳しい監視

だけでなく、理解の促進も必要ではないか。

部会長 リスクコミュニケーションの推進が重要だ。知らないでできなかったということがないように、連携を取りながら、安心部分も進めていけたらよいと思う。

会長 お互いの相互理解は非常に大事。誤解から不安が大きくなることもある。

部会長 高病原性鳥インフルエンザ対策で苦労されていることなどお話をしたい。

委員 高病原性鳥インフルエンザについては、徹底的に防止している。鳥に携わるすべての方が気をつければ防げる。県の指導もあり石灰の援助など助かっている。

部会長 食肉の視点から、鳥の解体した後の腸管処理などはどうか。

委員 県の、抜き打ち検査がある。鳥は63度の温度で毛を抜き、冷やし、殺菌、解体、冷却して、菌を増殖させないようにしている。

事務局 高病原性鳥インフルエンザは、腸管から増殖するため、廃棄処理が重要。資料4の8つの柱の中のすき間事案については、具体的に中国で起きたメラミン混入事件、事業者が故意にやらないと発生しない事案であるすき間事案を想定し、県の条例改正を行った。シカ肉の対策についてもガイドラインを指針の改定に加えた。

部会長 糞の対策まで盛り込まれており、食を通じての感染症防止としてきめ細かい。

会長 家畜排泄物については、適正に処理し、たい肥など有効利用を図るとあるが、殺菌や消毒で十分と考えてよいか。

部会長 排泄物も重要であるという視点をもつことが大事。

事務局 家畜の排泄物は、人間への感染防止対策を適切にするということで加えている。

会長 議題(1)については、ご議論いただいた内容を踏まえ、加筆するなどまとめていただきたい。

他になければ、議事(2)の徳島県食の安全安心推進条例の検証についてご説明願いたい。

事務局 「資料7～10説明」

部会長 国への要望では、関西広域連合についてはどうか。

政策監 昨年12月に近畿と徳島県で関西広域連合を設立して、徳島県は医療分野を担当している。この中でも防災用務では、地震や高病原性鳥インフルエンザなどの、家畜伝染病などの発生時の人員提供という危機管理の観点で関西広域連合として調整していく。

会長 関西広域連合で対応することも、検討しているということですね。

資料8の事業者アンケートについて、県としてどのようにお考えか。

事務局 資料8の事業者アンケートから、従来は、表示の制度の研修が主であったが、事業者モラルの研修など、新たな取り組みをしたい。

会長 食品違反などは、健康被害がなくてもオーバーに報道されることもあるが、報道に対して県の連携はどうか。

事務局 県民の健康被害の防止については、事案が発生した場合に、政策監や知事を筆頭に危機管理会議を開き連携を図り、報道に速やかに情報提供をしている。表示の内容が多すぎるという事業者の声もあり、情報が欲しいという消費者の声もある。平成25年度を目途に表示の一元化を国のほうでも進めている。

委員 食の安全・安心を確保するためには、生産者のモラルが重要である。県内も産直市が100カ所以上あるが、流通の立場として、技術的に劣る産直市に対して、県の指導など強化を図ってほしい。

会長 — 「食の安全ナビ検定クイズ」紹介 —

事務局 閉会挨拶